

## \* 院内エキスパート看護師制度 \*

院内エキスパート看護師制度は、当院独自の制度であり、特定領域において、知識と技術、態度を備えた看護師が、リーダーシップを発揮し、アドバイザーとして看護部横断的に活動するシステムである。成果は、看護ケアの標準化及び発展による、質の向上です。

1. 院内エキスパートとは	特定領域において、リーダーシップを発揮し、アドバイザーとしての役割が果せる ・ 特定領域における知識・技術の改善、開発ができる ・ 特定領域における能力を生かし、院内の要請に応じ、教育・コンサルテーションができる
2. 認定条件	以下の1)から4)を満たす者 1) 本人の自己申告と、動機・意志表示についてレポート提出 2) ラダーレベル 以上を満たしている 3) 該当する特定分野の研修(当院指定院外研修を含む)を(最低2日16時間、5日40時間以上が望ましい)受講している 4) 受講後、教育担当責任者にレポート提出し意見交換後、院内講演を実施
3. 認定基準	1) 看護部長の承認を受ける(レポート2つ、受講証明、院内講演実績) 2) 任期は2年とし、更新を行う(学会参加1、研究レポート1、ケースレポート1必須、院内講演2、研修受講1いずれか3項目を満たす)
4. 登録手順	1) 本人から看護部長へ申請する 2) 看護部長承認後、認定証の発行、ネームプレートへ星バッジ 3) 登録名簿に記入

